

日行連発第573号
令和5年8月23日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊

日本行政書士会連合会の定める領収証の基本様式に関する規則の
一部改正について（周知）

令和5年7月19日に開催された理事会において、日本行政書士会連合会の定める領収証の基本様式に関する規則（以下「規則」という。）の一部改正が承認可決され、令和5年10月1日に施行されることとなりましたので、お知らせいたします。

本改正は令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されることに伴い、本規則の取扱要領において、適格請求書発行事業者である場合の取扱いを追加し、適格請求書として発行可能とするとともに、規則の定める基本様式に準じた領収証が使用できるよう改正を行うものです。

参考として、今回の改正を踏まえた記載例を添付いたしますので、ご参照くださるようお願いいたします。

なお、今回の改正については、取扱要領のみの改正であり、領収証の基本様式の変更はございませんので、従来の領収証も引き続き使用することが可能です。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、所属会員へご周知いただきますようお願いいたします。

以上

【別紙】

- ・ 日本行政書士会連合会の定める領収証の基本様式に関する規則 新旧対照表
- ・ 領収証記載例